

鳥取縣公報

監查公告

◇監查公告第六号
 地方自治法第九十九條に基き縣立各學校の定期監查を執行、昭和二十四年二月二十二日知事及議會に報告した要領左の通り。

昭和二十四年二月二十二日

鳥取縣監查委員會

各學校監查執行年月日

米子工業高等學校	昭和二十三年九月二十七日
米子第一同	九月二十七日
米子第二同	九月二十七日
米子実業同	九月二十七日
境第一同	九月二十八日
法勝寺実業同	九月二十八日

昭和二十四年二月二十二日
 号 外 火 曜 日

本書ノ大キサ...

日野農林同	同	九月二十九日
根雨同	同	九月二十九日
境第二同	同	九月三十日
養良農業同	同	九月三十日
余子水産同	同	九月三十日
鳥取第一同	同	十月二十日
鳥取工業同	同	十月二十日
鳥取第二同	同	十月二十日
鳥取第三同	同	十月二十日
智頭農林同	同	十月二十一日
八頭同	同	十月二十一日
鳥取縣立鳥取盲學校	同	十月二十二日
鳥取實業高等學校	同	十月二十二日
鳥取商業同	同	十月二十二日

26000

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十四年二月二十二日

第三種郵便物認可

00952

倉吉第二同	同	十一月二十五日
倉吉実業同	同	十一月二十五日
倉吉第一同	同	十一月二十五日
倉吉農業同	同	十一月二十五日
由良同	同	十一月二十六日
河北同	同	十一月二十六日
岩美実業同	同	昭和二十四年一月十九日
邑法実業同	同	一月十九日
青谷同	同	一月十九日

以上

今次学制改革が断行せられ、平和的文化國家の建設と民主主義の健全なる発達が企図されたのであるが、その重要な役割に俟つこと大なるは論ずるまでもないところである。

抑々教育の刷新は本縣行政上の重要施策を占めるものであつて、窮乏財政の中から既設の中学校二十六校を昇格せしめ、又定時制高等学校四校を新設し、設備その他は現狀を以つて本年四月迄も新築完了したものである。

然るに新制高等學校としての恒久基準に對し、現在各學校とも施設内容は至つて不完備であるので、これが充實化すべく鋭意その促進を図られてゐる様である。

即ち、本年度教育費予算額中高等學校諸経費は十一月末現在、九千百餘万円に總額の二十五%を示している現狀である。翻つて現在本縣に於ける高等學校の設置数を見るに、三十六校は余りにも多きに過ぎ、又個々の學校の設備内容も不均衡、不完備のように見受けられた次第である。従つて財政面から見ても、將又教育の機会均等化の見地から言つても、急速に整理統合を断行し、學校教育經營管理の刷新と教育振興の合理化を企図すべきではないかと思ふ。

以下學校教育について諸種の問題を取り上げ附記する。

一、本縣高等學校の整理統合の要あるを認む。

その理由として、

- (イ) 整理統合による内容の整備充實と教育の機会均等化。
- (ロ) 男女共学の必要性とその促進化。

00953

(一) 工業高校各科再編の問題

工業高校は、鳥取、米子、倉吉の三地区に設置されてゐるのであるが、各校の学科も甚同種のもが多く、機械、電氣工業の各科に限定されてゐる訳であるが、今後活潑なる貿易の進展と、農村恐慌に對処する農村工業化の必然性を考うれば、將來日本工業の進むべき方向も判然とされる訳で、隨つて従前の様に限定されてゐる学科も、地区別に改編する要あるではないかと思ふ。

譬えば貿易上纖維工業に重点を置、纖維工業化を、又木材を資源とした木材工業科を、或は農村工業發展の爲に農村工業科を、国土保全を図る爲に土木科等、夫々各校に設定再編することは時局に即応した試みではないかと思ふ。

一、定時制及夜間部並に通信教育の完全実施について。

教育制度の改革に伴い教育の機会均等化から実施されることになつた定時制教育及夜間部並に通信教育は設備に於ても又教授内容について見ても、未だ不完全であり、又生徒側の不熱心により、兩々相俟ちこれが新制度が完遂されてゐるとは謂えない實狀である。勿論、全日制教育に比較して多き隘路、難点はあるけれども、折角新制度の制定された今日、施設の充實、講師の拡充強化、教育方針の確立等を図ると共に生徒を鞭撻指導を爲し、新制度を有名無実たらしめることなく有効適切に運用すべきである。

殊に通信教育に至つては殆んど停頓し、その実は未だ見るべきものがないのが實情であるので当局は急速に措置を講ぜられたらう。

一、學校予算の問題

學校の経費予算は相当多額を擁しているけれども、これは大部分を人件費に喰はれていて、學校運営上の経費は極めて僅少額である。即ち學校總体予算の九十五%が教職員に請給手金で、殘五%が校舍修繕費、機械器

00954

具購入費、理科実験その他教材費、薪炭、其の他消耗品費、講習会出席旅費、図書費、研究費等で、極めて僅少額にして名目上にとり、教育実施上支障を生ずる爲め、万止むを得ずP・T・A等の後援団体の援助により漸く目的を達している状況である。

これは縣財政上からして、己むなく後援団体に依存を余儀なくされているもの、様であるが、社会情勢の變化と又教育制度の變革とに依り今後この状態を続けることは不能となり、又面白からざる弊害が起きることとも想像されるので、こうした不足経費の捻出方に關し、当局は根本的対策を考究される要があるものと思ふ。

一、高等学校の校舍及施設の一部を新制中学へ貸与について。

高等学校々舎及施設の一部を新制中学へ貸与している傾向を見受たが現在高等学校としても校舍の老朽と教室、講堂その他諸施設の不足、狹隘等の關係上、教育に種々不便と困難を生じている様である。特に米子市の新制中学にあつては殆んど全部が高等学校内に併置さ

れていて、各高等学校共その感を深くしている様であつた。これ等新制中学の獨立分離方に関し急速に市当局との折衝により善処されることを要望致したい。

一、建物、機械器具、備品等の維持管理について。

各学校の建物、機械、器具等は何れも老朽であり、且亦戦時中の濫用に加えて、鳥取地方では震災復旧ならざる等の關係もあり、概ね荒廃に陥っている実状である。これが根本的修理復旧は縣の財政上到底困難なる事柄と考へるけれ共、腐蝕等による危険な箇所或は雨漏箇所等は勿論機械器具の破損の爲、教育上支障を生ずるもの、応急修理は夫々措置すべきである。

凡そ学校の諸施設等は相当多人数の共同使用物なるにつき、学校当局としても職員を始め生徒に対し公共物たるの責任感を喚起せざる共、創意工夫に破損箇所或は損傷器物の応急的補修を爲し、効果的に使用する様留意すべきである。

各所破損箇所又は、破損器物の放任、ミシン、タイプライター等盜難を出している等、維持管理に万全なる

措がされていなかつた向があつた。甚だ遺憾である。今後留意されたい。

一、休退学生徒増加の趨勢について。

最近、貧困家庭により生徒に休退学者が増加しつつあるようである。これが生徒の救済に關して授業料の減免等の方法を急速に考慮する要ありと認めらる。尙最近授業料延納止むを得ない家庭が益々増加の傾向があるが、今後注目すべき問題である。

一、学校側の提唱若くは希望する諸事項中で特に考慮を要すべき問題。

(イ) 高等学校職員俸給切替の問題。

今回の教職員俸給切替は、凡そ勤続年数を主体として爲され、學歷等を考慮されなかつた關係もあつたようである。爲、高等学校教職員俸給は小、中学校教官のそれに比し、著しく不利となつてゐることは充分認められるようである。高等学校教職員の俸給が特に低額とは思はれないが、前記事由により同じ教職員の小、中学校教官の夫と彼を比較するとき甚だ不均衡であ

り、相当不利にあることは是認されるので今回の切替の際には充分考慮されるべき問題と思ふ。

(ロ) 僻険地学校勤務教職員優遇の問題。

僻険地学校(分校)勤務教官は都邑地所在の學校職員に比し各種條件に於て不利不便であつて住宅はななく通勤するにしても、交通費は嵩むので僻険地手当その他の特別手当も支給されて居らず、又他面本校との連絡の爲の旅費も経費の關係上満足に支給されていない等、待遇は甚だ悪く随つて生活も極めて不安定に置かれてゐるようである。かくては優良教員を永く勤続せしめることも困難につき、住宅及諸手当の給与及旅費を増額する等により物心兩面の待遇を考慮すべきものと思はれる。

(ハ) 事務官の増員の問題

高等学校の事務職員は、会計事務に一名及庶務一名計二名の定員があるが、學制改革以來諸般の學校事務は極端に繁劇を極め、殊に定時制、夜間部、通信教育等を實施している學校は処理に困難を生じてゐ

00955

00956

る状況である。
 又地方教務関係事務も繁瑣になつて來ているので後一名程度の事務職員増員の要を認められる。
 (二) 舍務手当等を縣費支弁とすること。
 現在舍務手当及農場雇傭人の給料は縣費で支給されていないので、從來通り縣費を以つて支給方の要望あり。

縣当局の一考を煩はした。
 米子工業高等學校 昭和二十三年九月二十七日監査

監査概評

本校は工業學校として縣下最初の學校である。生徒数は五百九十三名で機械科、電氣科、工業化學科に分れ目的達成に努力されていた。生徒中農村子弟が約半数を占めているが、これらに農村工業の実体を修得せしめる爲、農村工業科の設置を希望しているようであつた。

農業協同組合等より依託學生を收容し、縣農事試験場と協力し農産加工人士の養成に努めべく計画されて

いることは誠に結構と思つた。

本校生徒中には、家庭事情により逐次退學者が続出している状態で明年新學期に於ては、三年生に進級するものは僅か十数名に止り、他の多数の生徒は退學するではないかと憂慮されて居り、今後注目を要する問題であると思ふ。

一般事務並に經理狀況は概ね良好であつた。
 次に本校には相当数の優秀なる機械器具を保有しているが、現在では大部分が遊休の狀況であり、これを死藏するは甚だ不得策に付活用方に関し、學校並に縣当局の一考を促したい。

監査概評

米子第一高等學校 昭和二十三年九月二十七日監査
 本校生徒は定員六百名に対し現在九百二十五名收容し、従つて教室は狹隘であるにも拘らず、その上米子市立第一中學校の生徒を收容している關係上、相当教育面に於て不自由を感じている状態である。特に施設内容も充分とは言ひ難く後援会等の協力を得て逐次内容充

00957

實に努力されている。又図書室等の設計画も考慮されていた。

建物は相当老朽にして風雪害、その他により屋根瓦の脱落破損等により雨漏個所が多く、又旧校舍北側窓は光線を受けない爲、窓縁が腐朽し窓硝子を入れる事さえ出来ず放置されてあつた。冬季を控え早急に修理を望むものである。

夜間部生徒は当初百二十六名であつたが現在百四名である。担当教官は兼務で手当は月百五十円である爲、此の種の教育の必要性に鑑み待遇改善の必要があるのではないかと思つた。又通信教育は開校日淺く未だ軌道に乗つていない現在、生徒は百二十名いるが去る八月教科書が出来た程度で、まだ充分なる教育は実施されて居らず、教官も兼任の狀態であり、このような特殊教育は困難を極めるので専任教官を充足すべきものである。尙通信教育費の令達がなく最近漸く七千円の令達があつたに過ぎず教育上に困難を生じていた。而も出納員の発令も未だなく事務処理上支障を生じてい

るので本校出納員の設置を至急発令するよう措置せられたい。

貧困家庭が最近増加の傾向があるので五十余名に対し校友会費を免除している。注目すべき問題である。一般事務經理狀況は概ね良好であつた。

監査概評

米子第二高等學校 昭和二十三年九月二十七日監査
 本校は明治三十九年私立米子女學校として開校以來四十数年の歴史を経て本年高等學校に昇格今日に及んだものである。

本校の理科設備は極めて貧弱であつたので善処を要望したい。尙立派な寄宿舎を持ち收容力も五、六十名は充分のようであるにも拘らず現在は七名しか寄宿して居らない実狀であるので利用措置を要望する。

講堂の敷地一部はP・T・A所有のもの、様であるがこれは校有地として縣に移管されることが至当と認められる。
 經理その他事務關係は概ね良好であつた。

00958

米子実業高等學校 昭和二十三年九月二十七日監査
監査概評

本校は水田二千六百六十四坪、畑地六千八百六十六坪、山林二万一千九百三十七坪等相当所有し居るも、畑地は砂質壤土なる爲作物の選定については將來研究を要するものと認められた。
養蚕は目下上簇中であつたが成績頗る良好なるに感心した。將來は加工方面を進める等実業學校としての特色を一層發揮されんことを希望する。
同校の水田並に畑地には校友会の所有にかゝる部分があるが、これ等は既に移管することが至当と認められた。
尚校舍の一部を職員住宅に当て、居たが、住宅難の折柄已むを得ないこと、は思うが余り適当と認め難いので速に善処すべきであらう。
經理その他事務の処理は良好であつた。

境第一高等學校 昭和二十三年九月二十八日監査

監査概評
本校は蒙つた境町にあり、本校の被褥、壁、窓、硝子

其の他甚大であつた事が想像されるが、町村の努力、特に篤志家の寄附により着々修繕されつゝある現状を見て、地元関係町村並に校長の熱意に敬服した。
尙經理一般事務関係は良好と認められた。
法勝寺実業高等學校 昭和二十三年九月二十八日監査

監査概評

本年五月一日から実業高等學校の開校を行うと共に教室の増築並に内容施設の充実に二百五十万円を投ずる計画を樹て(起債九十五万円、国縣費補助五十五万円、地元五ヶ村寄附百万円)着々準備を進められつゝある。地元関係村、學校当事者の熱意を敬服した。
尚本校は目下のところ農林科、家庭科なるも、將來は普通科並に畜産科も考慮せられてゐる。願くは建物の速かなる完成と、畜産科は是非とも実現したいものである。

經理一般事務については本校が新設であると共に事務担当者が会計事務に経験が浅い爲、諸帳簿は一応作られてはいたが会計規則に依り整理されなかつた。

00959

日野農林高等學校 昭和二十三年九月二十九日監査
監査概評

本校生徒は男女合計五百十二名(内本校三五〇名)で農林科、畜産科、女子農業別科に別れ、男女共學の本旨を理解し相互に尊敬と信頼を以つて學徒の本分に精進してゐる。

本校は日野郡農業関係の眞の有爲なる農村青年の育成に努め、將來郡内農産業の飛躍に備える源動力となる重要な地位を示して居り期待するものが大である。明後二十五年には開校三十週年記念日を迎えるので、その記念事業の一端として二十一万円(校友会、同窓会、一般からの寄附)を以つて施設の充實化を計画してゐる。

分校は阿昆嶽と日野上に設置されているが、現在の担任教師のみでは手不足で本校から教師を派遣してゐる。

も、何分にも遠隔の地で経費を要するので之が支弁に當つては、學校自体余程困難してゐる状態であつた。學校経営は円滑に運営されて良好であり、会計經理は正確に処理されてゐた。

境第二高等學校 昭和二十三年九月三十日監査

監査概評

本校は縣下全日制高校の中では生徒数及教官数共に少敷に属し、且又教室設備も他校に比し概して貧弱の方である。即ち現在生徒数は、高校生三學級八十三名、併設中學三年生三學級百二十六名、合計六學級二百九名であり、教師は校長以下十四名にて運営されている。校舍は比較的新しい方であるが、何分町の郊外にある爲海浜よりの風雨に曝されて、建物の腐蝕損傷も隨所に見受けられた。

又現在新制中學に一部を貸与してゐる關係上、教室も窮屈であり機械器具、標本教材も整備されて居ないので、授業上支障を生じてゐるものゝ様である。しかし併設中學が本年限りにて解消するので、總てに余猶も

出来て来る事と思う。
經理その他に、二の未整理のものもあつたが概ね良好に処理されていた。

根雨高等學校

昭和二十三年九月二十九日監査

監査概評

學校経営について細心の注意が拂はれているようであつた。特に「自分達の校舍は自分達の手でよくする」のだという考え方から生徒自身の手によつて校舍全体が清掃され而も整然として氣持のよいのには感心した。尤も欲しい事には校庭が狹隘であるが拡張の余地のないことである。本校 P・T・A より寄附され総工費三十八万五千円を投じ本年六月竣功した図書館は他校に見られない立派な建物であるが今後は図書の充実に折角努力されん事を切望する。尙本建物は近々校有として縣に移換される事となつて居る。
經理及一般事務は概して良好であつた。

養良農業高等學校

昭和二十三年九月三十日監査

監査概評

本校は明治三十年五月高等小學校として創立以來五十年の歴史を経て本年高等學校に昇格今日に及ぶたるもので実業學校としては相当古い歴史を有する學校である。
実習地水田一町七反歩、畑三町三反七畝四歩、山林五反七畝十五歩を有して居り、規模としては相当のものであるが建物は随分古いものもあり、破損腐朽箇所があるので逐次補修を要すべき事を痛感した。
農學校実習地経営を収益目的とする一般農業経営と同視することは素より妥当ではないと思はれるが、多くの場合支出面では必要性の如何に拘らず予算消化に苦心するが、収入面は比較的等閑にされ勝ちの傾向あるに不拘、本校のみは収入面にも意を用い本年度の収益十二三万円を目途(縣は五万円と見ている)とし、これが収入は本校施設充実の爲めの経費に充てんとして努力しつゝあるのは誠に結構なこと、痛感した次第である。
農林省鳥取作物報告事務所より水稻試験田百坪の管理

00961

02000

00960

の氣象觀測を行つて居り、又、淀江農業協同組合特設研究所よりも水田三反八畝歩の試験田(戰時中は指導農場が経営して居たもの)と、牛の人工授精を夫々委託を受け、成績を挙げているが、仍も、學ぶことの出来る実地教育は、実業學校として極めて當を得た事と思ひ喜ばしき事である。

次に經理その他事務關係については本年高等學校に昇格したもの、歳出予算の令達が遅延した爲、四月より六月迄の職員給料その他事務経費を授業料と、P・T・A 経費より相当額支出して居たが不正はないものと認めた。令達の經理は事務指導と同時に至急整理された。

余子水産高等學校

昭和二十三年九月三十日監査

監査概評

本校は昭和二十年十二月縣会に於て學校設置を可決し、翌二十一年三月設置認可され同年四月余子村内元海軍航空廠美保分工場工員宿舍を一時使用承認を受け、本縣水産教育の端緒として開校し生徒定員百八十名、漁

業科、製造科の二科を置き修業年限三ヶ年とし本年四月學制改革により、水産高等學校に昇格今日に及んだものである。
地域狭少の本縣に於ける産業振興の一部面としては盡きることのない海洋に恵まれた資源を採捕加工処理する水産業に待つものが大であり、又水産業の振興は水産実業教育の普及徹底がその根源をなすものと思ふ。

特に当面する食糧問題解決の一環として水産業は愈々重要性を加えつゝある今日、將來本教育に持つべきものが多いと思ふ、折角努力を切望する。
建物は元海軍航空廠を充當した爲、一応學校としての形態は整えたもの、内容施設は極めて貧弱である。開校未だ日が浅い關係上已むを得ないこと、思うが、水産教育の実を挙げる上に於て、少く共小型船の一隻位は設備されて欲しいものである。又水産學校として現在地は海岸と離れていて実習に甚敷く不便であるので、適地への移轉も考慮すべきものと思はれた。

學校当局の意見を綜合するに、経費面その他に隘路が

あり又比較的地元協力も薄く學校運営上相当困難して
いるようであるので、關係方面の強力なる支援と援助
が望ましく思はれた。
經理その他事務の処理状況は良好であつた。

鳥取第一高等學校 昭和二十三年十月二十日監査
監査概評

本校の起源は今を去る遠く百九十有余年の昔、寶曆六
年に創設された旧藩學尙徳館であり、その間幾星霜
時代の進展と共に名称こそ幾度か交つたが、連続とし
て今日に及び全國的にも相当古い歴史と傳統を有する
學校である。

校舍は建築以來四十有余年の歳月を経過して居り、昭
和十八年の震災に端を発し、戦争のため殆んど荒廢に
陥せんとしている。

校舍、校具、教具の破損に対し縣費予算では到底復旧
覚束なくP・T・A、校友会等の協力援助により關心
費用の捻出につとめ、逐次修繕を行い生徒の生活環境
の整備を優先的に考慮しつゝ、腐朽荒廢を防止授業の繼

続を図つてゐることはなみ／＼ならぬ苦慮であり努力
を多とする。尙生徒の体育運動の必要性を重視しお堀
端の埋立による運動場拡張を計画中のようであるが折
角努力を望む。

本校は社会科学に相当主力を置き文化向上につとめて
いるが、生徒の不良防止もその一環であり道義の何た
るかを教へ、荒廢せる祖國を再建する礎石を築く人士
の養成に一段の努力を望んで已まない。

防火設備は至つて貧弱であり漸く消火栓が一ヶ所設置
されて居り校地が高台のため放水量も低く非常災害に
備へ學校自体の消防組織結成等早急に万全の処置を講
ぜられたい。

學校衛生については本校卒業生である松本校医の積極
的熱心なる奉仕により生徒の体位向上に相当実績を挙
げて居り學校当局並びに生徒側から感謝されている。

一般事務及び出納状況は正確に処理されていた。

鳥取工業高等學校 昭和二十三年十月二十日監査
監査概評

本は昭和十四年九月の創立で最初材料は金屬工業
科と電気科であつたが、其の後機械科、建築科を増設
し今日に至つてゐる。

昭和十八年九月の鳥取地方大震災の爲第一校舍及び第
二校舍の一部並に実習工場が倒壊、十二月之に變るべ
き仮校舍及び実習工場が建築されて居るも此れが腐朽
其の極に達し、雨漏がする天井、側壁、床板打込土台
等の腐敗甚だしき爲め、教育上生徒に及ぼす影響は大
なるものあるを憂慮する次第である。

縣当局並に議會側もこれを認め七月縣會に於て不取
三教室の復旧費として九十七万二千円計上目下建築中
更に講堂修理費として縣費より十方円支出されて居る
も、尙二十五万円を要する見込なので、目下P・T・
A、同窓會、職員、生徒総動員にて不足額の獲得に努
力中のものであるが、折角の努力が達成するよう希望
する。残りの校舍其の他の附屬建物の修築費として
五、六百万円を要する見込のようであるので、当局並
びに關係方面の格別なる努力により荒廢せる本校を速

かに完全復旧し教育環境を整える事に最善の配意を希
うものである。

教育に關し廣く地方色豊かな實態を把握する爲め、地
方の工業界、産業界其の他經濟界等の第一線の人々を
學校の顧問、委員に委嘱したい校長の意向のようであ
つたが、此の創意は大いに啓発せられるものがあり、
早い機会に實現を期せられた。

工業學校としては実習教育が大切であるが、本校は鳥
取工業高等學校並に元四十七兵舍等の電燈工事一切を
実施して居る。學術技能を身につける土からしても大
変よい事だと思つた。

鳥取第二高等學校 昭和二十三年十月二十日監査
監査概評

本校は大正十一年六月鳥取市二階町徳田平二氏の寄附
に依り創立せられた學校にして爾來増築に設備に屢々
多額の寄附をなされたようで全く感謝の外はない。尙
校舍の一部を戦時中軍隊が使用していたので校舍の破

損甚だしく、修繕には当時縣費十萬四千元支出、此の外父兄、同窓生等の寄附により約三十二萬二千元を要したようである。

農園六百坪を有するも、之が管理は至つてよくなかつた。固より農業を主とする學校でもないし、担任教官の長い欠員関係もあつたようであるが、折角の農園故今後充分生かして欲しいと思う。随つて農具舎の屋根も腐朽してしたので至急修理されたい。

第三校舎に非常口階段が設けられていたのは誠に結構な措置であるが、屋根設備がない爲雨晒となり腐朽して危険である。至急善処を希望する。

理科設備に於ても殆んど見るべきものがないが、科學教育振興の爲是非充實を期されたい。

鳥取第三高等學校 昭和二十三年十月二十日監査
監査概評

本校は明治二十一年私立女學校として創立、昭和十九年七月火災のため本館北校舎を焼失、昭和二十二年

罹災復旧費八十七萬八千余円(内寄附金三十三萬余円)により本館北校舎を新築今日に及んだものである。

罹災復興建築に際しては後援會、羣紅會等の協力的な盡力により一応は完成したものの、理科、家事、保健各室(何れも普通教室を充つ)は教室のみでその設備及備品は皆無の状態である。これが施設充實のために現在十數万円の寄附に依存している洵に多難を辿り前渡難關が予想せられるが、今後の特別教室の増築之に伴う機械教具の整備の充實等について父兄側と關係当局の援助により一段と復興に努力を拂われたい。

防火設備は貯水池、貯水樽等が設けてあるが罹災校であるにも拘らず水利の便悪く、日常使用する水道も必要量の水が出ず使用困難の現状である。學校当局としても再三当局に連絡して居る模様であるが非常災害に備へ速かに万全を期せられたい。

智頭農林高等學校 昭和二十三年十月二十一日監査
監査概評

本校は昭和十六年四月智頭農林學校として発足し本年四月智頭農林高等學校に昇格今日に及びたるものである。

開校三年後の昭和十九年七月不幸火災にあり農場建物及武道場、兵器庫を焼失したるも、復旧は生徒並びに同窓生の愛校熱意のもとに地元關係町村と一致協力し既に第一期並びに第二期工事の收納舎六十坪と農具室等二棟は金額寄附二十三萬余円によつて竣功し、第三期工事の林産加工室も本年中に完成さすべく意氣込み漸次復旧整備しつつある現状にてその苦心はなみならずぬものがあるを認めたい。

農林畜産物の加工施設として農産加工室と畜産加工室を設備中であり、又林産加工室は第三期工事として元蚕業試験場智頭分場の建物移轉改造の計画であるが、農村恐慌に備へるためにも又農村の過剩人口活用のためにも最も時宜に適した施設であり速かにその実現を見たいものである。

校長住宅をP・T・A会長石谷貞彦氏が私費を以つて

目下建設中と聞く、尙ほ同氏所有の住宅を本校寄宿舎に無料を提供しあり現在十五名の生徒が入舎している。此の美挙に対し感謝の意を表する次第である。

尚本校の通學自治會は昭和二十年に米子管理部長より感謝状を受けて居りその組織行動に見るべきものがあるのは欣ばしく感じた次第である。

事務關係は概ね良好であつたが四月より九月迄の授業料徴收狀況は調定額三二三、一〇〇円に対し收入済額二五八、六六〇円で收入未済額が六四、四四〇円となつていたから至急徴收されるよう希望する。

八頭高等學校 昭和二十三年十月二十二日監査
監査概評

本校は大正十五年女子師範學校と縣立八頭高等女學校と二校が元の八頭郡會議場を仮校舎として発足し、昭和二年現校舎に移轉本年學制改革に昇格せると共に、同郡八上村に分校(定時制)を開校し又明春若櫻町に分校開設の運びとなつて居る。

尚師範學校は昭和十八年勅令に依り、鳥取師範學校女

00966

子部として開設せられてゐる。生徒は男女合計四百八名(本校三八六名)で内男子八十九名で男女互に共學の本旨をよく理解し相互に尊敬と信頼を以つて學徒の本分に精進してゐる。

校舎は昭和十八年師範學校が官立専門學校となつた際縣有より國有に移管され、現在縣有のものはバラツク建六教室と校長官舎及び教員官舎に過ぎず、目下これ等官舎は師範學校側職員に於て夫々使用してゐる。又備品も殆んど國に移管されていて皆無の状態であり、授業時必要な器具は各自家から持参する有様であり眞に氣毒である。

尙特別教室、室内体操場等、師範女子部と共用關係にあるので甚だしく狹隘であり、使用上遺憾に感ずることも往々にしてあるようであるが、現在摩擦もなく円滑に行きてゐるが、今後師範が新校舎に移るときは全校舎、全備品は縣財政の關係上是非残置するよう實現さすべきであると思ふので關係方面の格別なる努力を要する。

現在普通科と家庭科を置いてゐるが、將來商業科、工業科等を考慮し綜合高等學校として、郡内の進學希望者の要求にも応ぜられるよう懸案されてゐるが、本校の如き山間地帯に於ては是非實現方を希望する。八上分校は現在五ヶ町村組合立の元青年學校々舎を借用使用中で近く三十万円の地元負担で、八上中學校々舎に接続し移轉改築の予定である。

監査概評
鳥取縣立鳥取育學校 昭和二十三年十月
鳥取縣立鳥取彈鳴學校 二十二日監査

本校は明治四十三年私立育鳴學校として開校、大正八年鳥取育鳴學校とし改稱、昭和十二年縣立に移管、現在の地に新校舎建築、本年四月、育學校と彈鳴學校の二校に分離されたものである。兩校は、校地、校舎共に非常に狹隘であり、現在商業高等學校生徒控室を借用し六教室に使用中の状態である。又全般に内容施設も貧弱である。

00967

本学が当予算に可決された官費保護費、三十二万円も未だ認可もなく建築もされてゐない状況である。職業科は育學校に於ては鍼灸、按摩の二科で養學校に於ては木工、表具、被服の三科で、將來更に竹工、理髮科を設置する如く努力されてゐるが、之が一日も早く實現される様努力を切望するものである。

縣移管当時の生徒数は三十三名であつたが現在百三十二名にして昨年七月調査によると本縣未就學兒童数は二百二十五名であり、實數には未だ相当の差がある見込で、其の内就學兒童は八十六名にて全体の三十八%に過ぎない。

この就學不振の原因を探究するに、先ず盲聾教育に対する父兄の無理解と、學校位置が東部に偏し且、寄宿舎の不備に因るものと思はれる。就ては關係当局の一段の努力により、その完璧を図られたい。

監査概評
鳥取實業高等學校 昭和二十三年十月二十二日監査

本校は氣高郡湖山村に、元軍需工場の建物を改造し本年五月開校したものである。学科は農業科、水産科、家庭科、染織科の四科を主体とし、他校に見られない地方の実情に即した特色を持つてゐる。水産科は湖山池を中心とし、湖沼調査(発動機船及楫般船各一隻新造)養魚施設(鯉、鰻、金魚、本モロコ、鮎等の購入の上放養)増殖施設(公魚、及白魚の人口孵化)加工施設(工場設置)実験施設(実験室新設)等此れが經費約百三十三万四千円を以つて実施計画中のようである。

校舎は、元軍需工場なので、基礎的施設を相当有して居り、建物其の他の設備を適当に改造すれば立派な施設が完備するよう見受けた。此の点他の新設校に比し極めて有利であり好都合である。村財政は極めて困難なる状態にも拘らず地元關係十三ヶ村の熱意により、多額の負担を寄せられ、教室の増築並に内容施設の充実等が着々と而かも順調に進め

00968

られつゝある。
經理其の他の事務關係については本校が新設であるのと事務担当者が新任であるので、備品台帳、其の他、二の未整理帳簿はあつたが概して良好であつた。

鳥取商業高等学校 昭和二十三年十月二十二日 監査
監査概評

本校理科室の器械標本は不充分であり、殊に水道、ガス、机、腰掛等の設備なき爲、理科室としての機能を發揮せず目下音楽室として使用中のようであるが、科学教育の重要性からして充実を期されたい。

生徒数の割に運動場が狭いので競技運動會等には、市の公設グラウンドを使用してゐる狀況のようである。拡張を希望して居る。

普通科と商業科の夜間部が設置されて居り、普通科六十七名、商業科百二十八名の生徒が通學して居るが、生徒年令は区々であり出席率も悪く、夜間の關係からして校舎の管理等にも十全を期し得ず今後の再検討を要する。

本校の特殊性からして実践科には専用特別教室が三室充てられ実務教育がなされて居るが、実習器具が破損故障により使用不能のものか相当あるを認めた。即ち、英文並に邦文タイプ、輪轉印刷機、点線シン、電話機等、是等の器具は早急修理し、商品室の標本等は急速に整理清掃し、教育上支障のない様にされたい。商業実務教育、特に簿記、會計、珠算を主要科目となす実務家養成の一ヶ年修了、別科並にタイプ、計算器等、特殊技能修得を目的となす半ヶ年短期別科を夫々新設すべく計画中のようである。実現されん事を望む。經理その他一般事務關係は良好に処理されてゐた。

倉吉第二高等学校 昭和二十三年十一月二十五日 監査
監査概評

本校は大正三年町立倉吉実科高等学校として創立以來三十数年を経て高等学校に昇格し今日に及んだものである。職員並に後援会の盡力により学校施設充實の爲、約六十万円の資金を造成し運動場の拡張整備、會議室、図書室並に職員研修室の設置に努力され、更に制烹料

00969

理、面の器具の充實を図り、新制高を爲しての基礎確立に懸命されてゐる事は誠に喜ばしい次第である。尙會議室の設備は縣下学校では稀に見る宏壯なものである。校舎は大正七年建築したものであるが、本館建物は生徒運動の際は激しい震動を感ずるので技術者の検査を必要とする。

倉吉実業高等学校 昭和二十三年十一月二十五日 監査
監査概評

本校は昭和三年私立倉吉商業学校として発足し昭和十二年町立となり、昭和十五年縣に移管、五ヶ年制甲種商、工業学校、本年学制改革に伴ひ倉吉実業高等学校となつたものである。

工業科と商業科の併設学校なるも現在は工業科(機械科と電気科)のみにて機械科としては仕上工場と鍛造工場があるも、鍛造工場は漸く建物が完成した程度に

て内容充實は今後に残されて居り、電気科としては電気実験室と、電気実習室があるも、此れ又至つて内容貧弱にて、鳥取並に米子の工業学校と比較し、實に不十分である。尙校舎の一部(普通教室四)を倉吉西中学校に貸与してゐる爲、特別教室は理科室だけといふ現状で理科の器具、標本、藥品も不完全である。建物は土地高燥なる爲、水利の便全く悪く、日常の飲料水さえ自家用水道を造つて漸く補給してゐる状態であり、防火の点からしても根本的な対策を講ずる必要を痛感した。

実験実習の経費はP・T・Aから補助を受け、又生徒からも徴収してゐるが重要材料については縣費支弁とせられたい。

倉吉第一高等学校 昭和二十三年十一月二十五日 監査
監査概評

本校は明治四十二年創立し、本年学制改革により高等学校に昇格今日に及び生徒数九百五十六名、二十学級

00970

を編成、又二十三年五月から夜間部を開設して生徒四十五名、一学級編成となつてゐる。

新制高校恒久基盤に対し九百名(一学年、六学級)は收容し得る現状であるが内容施設についてP・T・A及び同窓会等、後援会の協力を得て、昨年度から三ヶ年経費事業を樹立し百万円(二十二年度三十万円、二十三年度五十万円、二十四年度三十万円)の寄附募集を行ひ新制高校としての基礎確立に努力し、着々設備の充実を図つてゐる。夜間部は社会情勢の推移と勤勞青年生徒の向学心等を併せ、観察するとき、この特殊学校の必要性が充分考えられるので設備内容の充実に考慮された。

本館階下廊下並に階段張替等応急修理されてゐるが、全般的に相当老朽してゐるので改築の必要がある。

会計收支並に諸帳簿の整理は概して良好であつたが、授業料徴収状況は十月末現在、一万二千円余の未徴収があつたので至急整理された。

吉農農業高等学校 昭和二十三年一月二十五日監査

監査概評

本校は明治十四年八月公立久米河村農学校として倉吉町に、創立同十八年六月縣立となり同二十年十一月社村の当地に移轉、新制農業高等学校に昇格、今日に至つたものである。

本校に於ては新しく農業協同組合教育、農業土木、或は農業機械化に關する教育等を夫々考慮中であり、又來年度より新しい教育法であるホームプロゼツト制教育が実施せられるに及んで、その指定校となつてゐる本校は、既に本年度より種々の困難を排除しつつも実施に移して居り相当の効果を挙げて居る様であるが、今一段の工夫と努力を望むものである。校舎は総じて創設當時のものであるので腐朽荒廢甚だしく急速補修工事を必要とする。

目下卒業生を対象として、之が資金を調達中のようであるが当局としても、早急善処されんことを要望した。又南谷分校々舎は縣立修練農場の建物々棟(六十坪)を借用中であるが、之が改修費の調達につき地元

00971

整理一般事務は概ね良好であつた。

由良高等学校 昭和二十三年十一月二十六日監査

監査概評

本校は昭和十六年四月由良美業高等女学校として発足し、昭和十八年四月、町立由良高等女学校と改称、昭和十九年二月縣に移管し、本年学制改革に伴ひ由良高等女学校となつたものである。

私立育英高等女学校を縣に移管し本校と合体の上男女共学の高等女学校を設置したい氣運のようであるので地域的から見ても、又学校整理統合の見地からしても妥當と思はれるので実現方を要望する。

校舎の二部(三教室)を由良小学校に貸与して居る爲特別教室研究室等設置出來ず、不便を感じて居り又運動場は小学校の校庭を利用してゐる専用のものがなく、且、講堂もない現状である。

新校舎の敷地三百六十坪はP・T・Aの寄附によるもの、よつであるが、之れが縣接管の手續は未了である

ので至急取運はれたい。

經理その他一般事務は良好と認めた。

河北実業高等学校 昭和二十三年十一月二十六日監査

監査概評

本校は明治三十年組合立河北小学校として創立以來五十有余年間、農業教育校としての歴史を経て本年の學制改革により実業高等學校に昇格今日に至つてゐる。

昭和二十年四月青年師範學校の移轉に当り校舎敷地並に、校具の一切を無償提供せしめたため、現在は国有のものの一部借用の形となり、教室は狹隘にして又校具、諸施設の使用上にも種々の不便が伴ひ、本校教育進展のため最大の隘路となつてゐることを認めた。

又前記の如く校舎外諸施設は国有財産を借用せるため、之が修繕費予算は皆無にして校舎、農場、建物等の補修することも不可能で甚だ支障を生じてゐる様である。この点何等かの処置を講ずべきである。

尙本校は優秀なる農業人としての教育を実施せん爲、施設拡充に本年度から三ヶ年事業計画を樹て、後援團

00972

体協力の基に校舎の増改築等、教育の進展を企図され
 献身的努力されて居るが、青年師範學校との關係上意
 の如くならず甚だ困惑してゐる。縣当局も何とか本校
 教育振興の爲良策を樹てられるべきであらう。
 支出予算整理について項内流用が行はれてゐるが、こ
 れが処理に際しては会計法規の手續により校長の確認
 裁定を得て適正に処理され度い。

岩美実業高等學校 昭和二十四年一月十九日監査

監査概評

本校は昨年四月一日認可され、同年五月一日岩美中學
 校々舎の一部を借りて開校したもので、校舎は実に狹隘
 であり、職員居る所さえない状態で教室も暗く、土
 間であり真に氣の毒に思つた。又農場もなければ、特
 別教室もなく縣下高等學校中、本校が一番貧弱である。
 校舎の建築についても學校当局は、開校以來東奔西走
 の努力を続けて居るようだが未だ決定の域に達し居ら
 ず、当局は勿論、關係町村の折角の努力により早急建
 築を來るよう切望する次第である。

本校は定時制學校なるも二十四年度からは、全日制課
 程を希望して居るが地理的關係からしても最もな要望
 と思つたので善処を望む。

鳥法実業高等學校 昭和二十四年一月十九日監査

監査概評

本校は元青年師範學校々舎及び鳥法中學校々舎の一部
 を使用し昨年五月一日開校したものである。
 本校は宇倍野村に分校を設けて居るが地理的關係上
 本校より分校の方が生徒が多く他校と異つて居るよう
 だ。生徒数その他の現状より推して、専任職員七名で
 は不足のように思つた。増員の必要がある。本校の
 諸施設は甚だ貧弱なる爲、之が充實費として三十万円
 を地元關係村が負担し、完備すべく計画されて居るも
 現在六万七千円程度の受入れに過ぎないので、今一段
 の熱意と努力を望みたい。

校医は鳥法中學校の校医に委嘱し定期検査等を辛じて
 実施してゐるようであるが、手当は全然支給されてゐ
 ない。

00973

本校は定時制高等學校なるも二十四年度からは全日制
 課程を希望してゐるようである。
 経理事務中で授業料の徴收狀況が悪く相当額の未納が
 あつたので至急整理されたい。
 その他の事務關係は良好であつた。

青谷高等學校 昭和二十四年一月十九日監査

監査概評

本校は客年五月青谷町旧保育園跡を仮校舎として開校
 し同時に分校を鹿野町に設け、同町養蚕組合所有の建
 物を一部借用校舎に充て夫々充足したものである。
 現在建物は普通教室二、職員室(校長室舎)一、宿直
 室一で、宿直室は家事室、衛生室に併用してゐる現狀
 で、これでも高等學校であるかと思はれる程度に粗末
 な施設である。
 地元町村民は一丸となつて學校当局と呼応し、現在の
 定時制を全日制課程としたい意氣込で、青谷町自ら校
 地三千坪、校舎(十教室)及び講堂にあてるべき建物
 等約二百二十万円を投ずる計画を樹て、目下地元町民

は全力を傾注してその達成に努力してゐる。

本校区十三ヶ町村は本校分校の設立並に、施設内容の
 完備を期するため近く學校組合法を結成する運びとな
 つて居り又、これが經費は昭和二十三年度四十三萬五
 千円を充當して居た。校具備品は皆無にして山西青年
 學校のものを一時借用してゐる現狀で開校当初、縣費
 で購入さるべきものが予算令達がなかつた爲教育に絶
 對必要な最少限度の教具器材の入手に校長自らの個人
 借入金により不取敢補ひ未だ一萬円の借金があると聞
 き縣立學校でありながら、私塾學校と同然のように感
 じ遺憾に思つた。この点縣当局の善処を要望する。
 本校々医は青谷中學校々医に委嘱されてゐる關係で全
 然手当が支給されてゐないが、当然支給すべきものと
 認めた。又僻地手当は本校を対照にされてゐる關係上
 鹿野分校のものは支給を受けてゐないと言ふ矛盾があ
 る。縣当局の考慮を望みたい。
 一般帳簿は概ね良好に整理されてゐたが、支出簿に二、
 三不備の点があつたので指導して置いた。

新制高等學校職員並生徒數一覽表

(昭二三、一〇未現)

學校名	高等學校			併設中 年	合計	一定時夜間 教員	囑託 師	備考
	一年	二年	三年					
鳥取一高	五二三四	四二二一	二	八七一	一五二二	二〇	一三三	
同二高	四二〇七	三二四八	二	五九	九四一四	二四	一三〇	
同三高	五二三〇	二四六	一	三三	八二九八	二二	一三〇	
米子一高	六二七三	五二五一	三	四〇	四六六四	三五	三三四	(夜間制)
同二高	五二二一	二六三	一	三四	八三二八	二八	三三四	
倉吉一高	六二八〇	五二五五	四	六九	二五七〇八	三〇	四八	(夜間制)
同二高	五二三〇	二七一	一	二四	八三二五	二六	三三三	
境一高	四二八九	三二四八	二	九八	九四三五	二〇	九一四	(定時制)
同二高	三二六二	二二二	一	三	八三	〇	三一五	
八頭高	五二四八	一三四	一	一	六八二	二〇	四二八	(定時制)
由良高	二二〇五	一三三	一	一	五二一八	二二	五二四	(定時制)
根雨高	四二二七	二二二	一	一	六二八二	四二	五二四	(定時制)

鳥取縣公報 號 外 昭和二十四年二月二十二日 (第三種郵便物認可) 二四

學校名	高等學校			併設中 年	合計	一定時夜間 教員	囑託 師	備考
	一年	二年	三年					
倉吉一高	五二三六	二二〇二	一	〇	八三六八	四五	三三五	(定時制)
日野農林	五二八七	二五〇	一	三七	八二七四	九七	七三八	(定時制)
智頭農林	五二七三	一五三	一	一八	七二四四	二二	六二二	(定時制)
河北實業	四二八三	二六四	二	一八	八二六五	二〇	二二九	(定時制)
米子實業	五二七八	二二〇五	二	四七	九三三〇	二六	一三〇	
養良農業	四二六六	三二二八	一	四一	八三三五	二九	三三一	(定時制)
鳥取商業	三二一六	二八〇	一	三二	六二二八	二二	八二八	(夜間制)
同工業	六二三一	三二五六	二	三七	二二四二五	三〇	一四四	
米子工業	五二九六	五二二〇	一	九	一四一四	二八	三四三	
倉吉實業	二八〇	二七七	二	三二	六二八九	一六	三二六	
鳥取實業	三二四一	一	一	一	四一	八三一	一五	(定時制)
余子水産	二五一	四一	一	一	九二	六	一〇	
岩美實業	一	一	一	一	一	四	九二	
青谷高	一	一	一	一	一	四	七	(定時制)
法勝寺高	二六六	一	一	一	二六六	七	五	(定時制)
合計	二〇四〇	二〇〇二	三	九	二〇六六	二六	一五	(定時制)

鳥取縣公報 號 外 昭和二十四年二月二十二日 (第三種郵便物認可) 二五

新制高等學校所在地並種別一覽表

郡市別	普通學校		實業學校		計
	男	女	計	計	
	農業工業商業計				
東部	鳥取		二	一	三
	岩美		二	二	四
	八頭		一	一	二
	氣高		一	一	二
中部	東伯		一	二	三
	米子		一	二	三
	西伯		一	二	三
	日野		一	一	二
西部	米子		一	二	三
	西伯		一	二	三
	日野		一	一	二
計	六	七	一三	九	三三
合計	二	八	一〇	三	一三

◇監査公告第七号
 地方自治法第九十九條に基き左記附の監査を執行昭和二十四年二月二十二日知事及議事に報告した。要領左の通り。

昭和二十四年二月二十二日
 鳥取縣 監査委員
 監査を執行した月日
 米子和洋裁公共職業補導所 昭和二十三年十月九日
 同木工補導所 〃
 智頭保健所 〃 十月二十一日
 境港務所 〃 十月四日
 根雨保健所 〃 十一月六日
 米子和洋裁公共職業補導所 昭和二十三年十月九日監査

監査概評
 当補導所は昭和二十一年十月の創立で同年十二月開所式並に第一回入所式を挙行し事業開始を行ったものであり、志願者数は毎期定員の二倍以上を達する状況に

職業補導所に漸次実績を挙げつつある。補導期間は六月であつたが、本年十月より職業安定法により、本年の四期生より一ヶ年に延長されたようである。補導教材の配給は僅か縫糸、洗剤の配給があるのみで、他は全然なく漸く生徒をして準備持参せしめてゐる状況であり、爲めに、材料が区々となり補導上何かと都合して居るようである。今日の衣料状況では止むを得ないと感はれるが教材あつて初めて、本補導所の使命が達せられるので種々工夫研究して補導用資材の蒐集確保に努力されるよう希望する。尙教材の反生地の配給を経費がない爲断つた事例もあつた趣であるが、之は資金は一時の事でもあるし、運轉資金として予算化出来るのではないかと思つた。關係当局の一考を望む。

家庭の不足は本縣の貧ならず全国的であるので本補導所の設置には相当困難した事は想像されるが、事務室二坪余、洋裁室十五坪、和裁室九坪は余りにも狹隘のようだ、即ち洋裁室の如きは、マシン、断物台其の他の備品を置けば、殆んど余裕のない室で三十名の生徒

が實習して居り又事務室も所長以下六名の職員は絶対收容の出来ぬ状態である。之が打開策については、主管課たる職業安定課は勿論これが關係方面の格段の考慮を進言して已まぬ。

洋裁科生三十名にシン八台(四台は賃借のもの)備えてあるようだが、これでは補導の完璧を期し得られない。少なくとも二名に一台宛位の設備は是非必要ではないかと思つた。

一般事務及び徑理状況は良好であつた。
 米子木工補導所 昭和二十三年十月九日監査
 監査概評
 本木工補導所の建物設備は他の補導所の夫々に比して良好であるにも不拘、本年十月入所生は定員九十名(建築科五十名、家具科二十名、建具科二十名)に対し、建築科十一名、家具科十一名、計二十二名に過ぎず而も建具科には一名の志願者もないと言つた状況で、過去五期間卒業生百八十四名と言つ実績からしても甚だ不振と言わざるを得ない。尤も十月期は年の中途の

00978

ため已むを得なかつた事と思考されるが今一段と主旨目的等の宣傳により生徒の定員充足に努力されるよう希望する。

実地指導員二名居るが一般技術者の收入に比し待遇が悪いので轉職の希望を持つてゐることは、他の同種補導所の指導員と同様である。併し現在では指導員としての自覚と責任の上に立ち一意専心補導に従事してゐる。之が待遇改善は補導所目的貫徹のためにも必要かと考える、当局の考慮を望む。

会計事務については正確に処理されてゐた。

智頭保健所 昭和二十三年十月二十一日監査

監査概評

本所は昭和二十二年度厚生省の保健国策に対応し、智頭町に設置昭和十三年一月事業を開始し今日に至つて居るも、同町は郡内の奥地なる爲、郡民の利用が比較的少いようである。

保健、衛生、防疫其の他の衛生行政については連合軍の駐以來嚴格なる命令と強力なる援助を受け、

最近相当の効果を挙げてゐるも、第一線の町村に於ては殆んど専任の衛生担任者なき爲、稍々もすれば末端の指導に徹底を欠く嫌いがあるようである、保健所としてこれ等各町村に専任者の設置方を要望してゐる。

戦後結核性疾患の激増が喧傳されるに鑑み、戦前と戦後との之が死亡者の比較統計調査を行い、死亡率の高い町村より逐次結核予防指定村として既に二ヶ町村の健康診断並にツベルクリン反応、血沈測定、線検査等を施行して居り、又トラコーマ予防についても、多発部落を選定して二ヶ月に亘る集團治療を行い多大の効果を挙げて居る。

尚花柳病予防については軍政部隊の指令もあり、妊婦の血液検査(ワツセルマン反応)を行い、実施人員八百二十五名に対し、陽性六十四人、陰性七百六十一人の成績が現われてゐる状況である。

医師三名の定員に対し現員一名で二名の欠員のようであるが此れが原因は現給水準では容易に得難いようであるので対策を講ずる必要があると認められた。

00979

事務は良好に処理されてゐた。

境港務所

昭和二十三年十一月四日監査

監査概評

各種使用許可願申請のもの、中未許可のものが四月以來百七十七件あるが原因は使用料と金を未だ決定してゐない爲のようである。主務課は使用料決定手続を至急進ぶべきであり、此れが手続を今日迄延引せしめ居るは遺憾につき至急手配を講ぜられたい。

職員給、家族手当、旅費、通信費等約十一万円の赤字支出があるが、これは予算措置の關係上令達遅延に基因するものと思われ、今後はこのような事のないよう希望すると共に至急これが整理をされたい。

岩壁使用料八百四十円五十錢の未納(件数八件)は至急收納方手配されたい。其の他の経理事務は良好であつた。

根雨保健所

昭和二十三年十一月六日監査

監査概評

學校衛生、公衆衛生等の予防防疫並に、此等の保健指

導又鼠族昆虫驅除、食品衛生、監視等にも積極的に活動してゐる。特に健康相談、家庭訪問、試験査の統計数字から見ても、昨年度に比し、本年度は何れも二倍乃至八倍の件数に昇つて居り相当成績を挙げて居るようである。勿論此が成績は所員の協力活動に依るものであるが、又一面、郡民の保健所利用者の激増と一般大衆の保健衛生の認識が向上しつゝある事と思はれる、同慶に堪えない。

本所は根雨町役場の一部を借り受け、事務も一般診療も総て行つてゐるので狭隘であり設備が悪いようであるので他に移轉するか、或は現事務所の拡張整備を図るとかして、一層活潑な活動の出来るよう、希望する。

会計経理について主任者が更迭に際し、前任者は本年四月から八月迄の間の診療收入、約五千円を傳票発行もせず又、收納手續もせずして後任者に引継いでゐた事は遺憾である。今後斯る事のないよう整理されたい。其の他不備の点があつたが夫々指導しておいた。

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第九十三号

兒童福祉法による措置費等のために支出する費用の基準を次のように定める。

昭和二十四年二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

兒童福祉法による措置等のために支出する費用の基準

一、事務費

事務費とは施設の維持経営に必要な職員に伴う経費（俸給、給料、諸手当、旅費等）及び事務執行に伴う経費（備品、筆、紙、墨、文具、事務所に必要な光熱費等）をいふ。兒童福祉法（以下法という）第二十三條、第二十四條及び第三十七條第一項第三号の措置に要する費用のうち事務費は各施設別の月額を次の通り

とする。

昭和二十四年二月二十二日
外 火 曜 日

本誌ノ大キサハ國定規格A5刊

施設種別	施設名	所在地	月額
母子寮	岩美寮	岩美郡岩井町	四、九四三
同	鳥取母子寮	鳥取市	一六、四一一
保育所	加露保育園	同	六八三
同	双葉同	同	一、一九一
同	母子寮同	同	五、二五七
同	みたから同	同	四八〇
同	富桑同	同	七一八
同	甘露園	同	三〇三
同	修立保育園	同	二八一
同	久松同	同	二、三四六
同	仁慈保幼園	同	六、六三一
同	青谷愛児園	米子市	六、四〇一
同		氣高郡青谷町	六、四〇一

同	倉吉愛兒園	東伯郡倉吉町	一、八七七
同	小さき園	同上井町	二、三四六
同	赤碕保育園	同赤碕町	二、一八三
同	香寶寺同	同淺津村	一、五八九
同	御來屋同	西伯郡御來屋町	八、九四七
同	健徳同	同外江町	一六、七六三
同	境梅壇同	同境町	八、八三二
同	愛岩保幼園	岩美郡岩井町	一、四六二
同	八橋同	東伯郡八橋町	二、九七八
養護施設	鳥取育兒院	鳥取市	五三、八七二
同	聖心天使園	米子市	二八、六二三
同	因伯保兒院	東伯郡倉吉町	一四、四八六
教護院	煥徳学校	米子市	四七、五九八
二、事業費			

も以外総てをい、法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の措置に要する費用のうち事業費は各施設の種別毎に一人一日当り次の通り。

施設の種別	賄費	その他の 事業費	計
乳兒預り所	四四、九五	一一、五二	五六、四七
母子寮	一	二、八八	二、八八
保育所	一	二、四三	二、四三
養護施設	三〇、〇〇	一三、六四	四三、六四
教護院	三四、〇〇	一三、六四	四七、六四
里親委託	三一、一六	一三、六四	四四、八〇

三、助産施設に要する費用
昭和二十三年八月三十一日厚生省告示第六八号「健康保険及び船員保険法による療養に要する費用の額の算定法」による額を支給する。但し施設において食事を給しない場合においては入院費二十点中十点を控除するものとする。なお事務費、事業費等は右算出額中に含まれているのであるから別に支給しない。

四、事務費及び事業費の外左の費用に對しては実費を支給する。

1、医療費
助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設を除く各児童福祉施設に入所中の児童及び里親に委託した児童が疾病のため入院加療等特別の治療を要するため多額の医療費を要するときは、昭和二十三年八月三十一日厚生省告示第六八号「健康保険及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算出方法」に準ずる費用を支給するものとする。但し入院費については食物費見込十点を控除しこれを十点として計算する。

2、人工榮養費
里親に委託した乳兒が人工榮養を必要とする場合はその榮養配給品の実費を支給する。

3、学校給食費
助産施設、乳兒院、母子寮、保育所、児童厚生施設を除く各児童福祉施設に入所中の児童及び里親に委託した児童のうち小学校へ通学している児童が学校から学

校給食とし徴収される実費を支給する。

五、法第三十三條の規定による一時保護のために支出する費用は一人一日当り次の通りとする。

区分	事業費			計	備考
	事務費	賄費	その他の 事業費		
一時保護所 委託一時保護	二八、二四	三一、二六	一三、六四	四四、八〇	
	一	三一、二六	一三、六四	四四、八〇	

特に医療費を要する場合は四に準ずる。

この基準は昭和二十三年十二月一日から適用する。

昭和二十三年七月鳥取縣告示第三百二十八号児童福祉法による措置等のため支出する費用の基準はこの基準適用の日からこれを廃止する。